

件名	愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例
主管課	都市整備課
根拠法令等	都市公園法(昭和31年法律第79号) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>○改正の経緯</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」の施行により、「都市公園法」が改正されたことに伴い、これまで法律及び政令で定められていた都市公園に関する技術的基準を県の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものである。</p> <p>○条例により定めることとなった基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市公園の配置及び規模の基準</li> <li>2 公園施設の建ぺい率の基準</li> </ol> <p>○改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市公園の配置及び規模の基準 これまで政令で定められていた国の基準と同じ基準を愛媛県が管理している広域公園、総合公園、風致公園について県条例で規定した。</li> <li>2 公園施設の建ぺい率の基準 これまで法律及び政令で定められていた国の基準と同一の基準を県条例で規定した。</li> </ol>	
施行日	平成24年12月21日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	

